

令和元年松本市議会12月定例会
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要
第 1 号	病院事業管理者の設置に伴う関係条例の整備に関する条例	<p>1 病院事業管理者の設置に伴い、関係条例を一括改正するもの</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 松本市病院事業の設置等に関する条例</p> <p>(2) 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>(3) 松本市特別職の職員の退職手当に関する条例</p> <p>(4) 松本市情報公開条例</p> <p>(5) 松本市情報公開・個人情報保護審査会条例</p> <p>(6) 松本市個人情報保護条例</p> <p>3 改正の主な内容</p> <p>(1) 病院事業の組織に係る規定の整備</p> <p>(2) 特別職の職員 市長、副市長及び教育長 → 市長、副市長、教育長及び病院事業管理者</p> <p>4 施 行 別 別に規則で定める日</p>
第 2 号	松本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	<p>1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 給料の支給に関する規定</p> <p>(2) 手当の支給に関する規定</p> <p>(3) 報酬の支給に関する規定</p> <p>(4) 費用弁償の支給に関する規定</p> <p>3 施 行 2. 4. 1</p>

<p>第 3 号</p>	<p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</p>	<p>1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が導入されること等に伴い、関係条例を一括改正するもの</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 松本市職員の給与に関する条例</p> <p>(2) 松本市職員の懲戒手続及び効果に関する条例</p> <p>(3) 松本市職員の分限に関する条例</p> <p>(4) 松本市職員の退職手当に関する条例</p> <p>(5) 松本市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(6) 松本市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例</p> <p>(7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p>(8) 松本市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>(9) 松本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>(10) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>3 改正の主な内容</p> <p>(1) 休職期間の範囲に係る規定の見直し</p> <p>(2) 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に係る規定の整備</p> <p>4 施 行 2. 4. 1等</p>
<p>第 4 号</p>	<p>松本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 自転車駐車場の利便性向上及び公共交通の利用促進を図るため、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>有料駐車場の規定から村井駅自転車駐車場を削除</p> <p>3 施 行 2. 4. 1</p>
<p>第 5 号</p>	<p>松本市手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>エネルギー消費性能向上計画の認定に係る審査手数料の算出方法の整備</p> <p>3 施 行 公布の日</p>

<p>第 6 号</p>	<p>松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例及び松本市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 期末手当の支給率の改定 (単位 月)</p> <table border="1" data-bbox="734 324 1372 571"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">改定前</th> <th colspan="2">改定後</th> </tr> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.675</td> <td>1.675</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.675</td> <td>1.725</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.35</td> <td>3.4</td> <td>3.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 公布の日等</p>	区分	改定前	改定後		令和元年度	令和2年度	6月	1.675	1.675	1.7	12月	1.675	1.725	1.7	計	3.35	3.4	3.4
区分	改定前	改定後																		
		令和元年度	令和2年度																	
6月	1.675	1.675	1.7																	
12月	1.675	1.725	1.7																	
計	3.35	3.4	3.4																	
<p>第 7 号</p>	<p>松本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</p>	<p>1 国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 給料表の改定 平均引上率 0.1%</p> <p>(2) 勤勉手当の支給率の改定 (一般職) (単位 月)</p> <table border="1" data-bbox="758 974 1404 1220"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">改定前</th> <th colspan="2">改定後</th> </tr> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>0.925</td> <td>0.925</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>0.925</td> <td>0.975</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.85</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 住居手当の支給対象となる家賃月額の下限 12,000円 → 16,000円</p> <p>3 施行 公布の日等</p>	区分	改定前	改定後		令和元年度	令和2年度	6月	0.925	0.925	0.95	12月	0.925	0.975	0.95	計	1.85	1.9	1.9
区分	改定前	改定後																		
		令和元年度	令和2年度																	
6月	0.925	0.925	0.95																	
12月	0.925	0.975	0.95																	
計	1.85	1.9	1.9																	
<p>第 8 号</p>	<p>工事請負契約の締結について(松本市防災物資ターミナル新築主体工事)の議決更正について</p>	<p>1 平成31年2月定例会で議決された工事請負契約の締結について(松本市防災物資ターミナル新築主体工事)の一部を変更するもの</p> <p>2 変更内容 請負金額 7億200万円 → 7億376万円 (差引176万円の増)</p>																		
<p>第 9 号</p>	<p>市有財産の取得について(松本城南・西外堀復元事業用地)</p>	<p>1 松本城南・西外堀復元事業用地として城西2丁目地籍の土地を取得するもの</p> <p>2 取得面積 183.60㎡</p> <p>3 取得金額 1,487万1,600円</p> <p>4 相手方 松本資産土地(株) 外1人</p>																		

第10号	市道の認定について	<p>1 公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの</p> <p>2 認定路線数 2路線</p> <p>3 認定延長 115.00m</p>
第11号	公の施設の指定管理者の指定について（浅間温泉文化センター）	<p>1 公の施設の指定管理者を指定するもの</p> <p>2 指定する施設 浅間温泉文化センター</p> <p>3 指定管理者に指定するもの 浅間温泉観光協会</p> <p>4 指定期間 2. 4. 1～7. 3. 31</p>
第12号	公の施設の指定管理者の指定について（弓道場 外1施設）	<p>1 公の施設の指定管理者を指定するもの</p> <p>2 指定する施設 (1) 弓道場 (2) 柔剣道場</p> <p>3 指定管理者に指定するもの (株)セイウン</p> <p>4 指定期間 2. 4. 1～7. 3. 31</p>
第13号	公の施設の指定管理者の指定について（美須々屋内運動場 外7施設）	<p>1 公の施設の指定管理者を指定するもの</p> <p>2 指定する施設 (1) 美須々屋内運動場 (2) 南部屋内運動場 (3) 沢村庭球場 (4) 開智公園運動場 (5) 新村庭球場 (6) 浅間温泉庭球公園 (7) 松本臨空工業団地庭球場 (8) 波田扇子田運動公園</p> <p>3 指定管理者に指定するもの TOY BOX</p> <p>4 指定期間 2. 4. 1～7. 3. 31</p>

第14号	公の施設の指定管理者の指定について（サッカー場 外2施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) サッカー場 (2) あがた運動公園 (3) 馬術競技場 3 指定管理者に指定するもの TOY BOX 4 指定期間 2. 4. 1～7. 3. 31
第15号	公の施設の指定管理者の指定について（総合体育館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 総合体育館 3 指定管理者に指定するもの ミズノ・松本体育協会グループ 4 指定期間 2. 4. 1～7. 3. 31
第16号	公の施設の指定管理者の指定について（美須々駐車場）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 美須々駐車場 3 指定管理者に指定するもの 松本市駐車場事業協同組合 4 指定期間 2. 4. 1～7. 3. 31
第17号	公の施設の指定管理者の指定について（中山霊園 外2施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 中山霊園 (2) 蟻ヶ崎霊園 (3) 並柳霊園 3 指定管理者に指定するもの (株)信州グリーン 4 指定期間 2. 4. 1～7. 3. 31
第18号	公の施設の指定管理者の指定について（葬祭センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 葬祭センター 3 指定管理者に指定するもの 富士建設工業(株) 4 指定期間 2. 4. 1～7. 3. 31

第19号	公の施設の指定管理者の指定について（心身障害者福祉センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 心身障害者福祉センター 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 2.4.1～7.3.31
第20号	公の施設の指定管理者の指定について（南ふれあいホーム 外1施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 南ふれあいホーム (2) 北ふれあいホーム 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 2.4.1～7.3.31
第21号	公の施設の指定管理者の指定について（障がい者就労センター・はた）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 障がい者就労センター・はた 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 2.4.1～7.3.31
第22号	公の施設の指定管理者の指定について（しがビューティフルパーク）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 しがビューティフルパーク 3 指定管理者に指定するもの (株)草田組 4 指定期間 2.4.1～7.3.31
第23号	公の施設の指定管理者の指定について（グレンパーク さわんど）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 グレンパークさわんど 3 指定管理者に指定するもの (一財)ピアーズさわんど 4 指定期間 2.4.1～7.3.31

第24号	公の施設の指定管理者の指定について（安曇風穴の里）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 安曇風穴の里 3 指定管理者に指定するもの 稲核生産者組合 4 指定期間 2. 4. 1～7. 3. 31
第25号	公の施設の指定管理者の指定について（ながわ山彩館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 ながわ山彩館 3 指定管理者に指定するもの (株)ふるさと奈川 4 指定期間 2. 4. 1～7. 3. 31
第26号	公の施設の指定管理者の指定について（梓水苑 外1施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) 梓水苑 (2) 梓川地域休養施設 3 指定管理者に指定するもの エア・ウォーター梓川地域開発共同体 4 指定期間 2. 4. 1～5. 3. 31
第27号	公の施設の指定管理者の指定について（乗鞍観光センター）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 乗鞍観光センター 3 指定管理者に指定するもの (株)Blue Resort乗鞍 4 指定期間 2. 4. 1～5. 3. 31
第28号	公の施設の指定管理者の指定について（池上百竹亭）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 池上百竹亭 3 指定管理者に指定するもの （公社）松本地域シルバー人材センター 4 指定期間 2. 4. 1～6. 3. 31

2 報告

(1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 1件

ア その他事故にかかわるもの 1件